

外郭団体の見直し

1 基本的な考え方

(1) 趣 旨

外郭団体は、市民サービスが多様化、高度化する中で、行政機能を補完・代替するという目的をもって設立されたものであります。

また、市が自ら事業を実施するよりも、より効率的、効果的に事業を推進し、市民サービスの向上が図られ、これまで一定の成果や重要な役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、社会経済情勢が大きく変化し、市の行財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中で、外郭団体についても絶えず存在意義を問い直すとともに、時代の変化に応じた団体運営の効率化、活性化、経営基盤の強化等を図るため、事業内容や組織など十分点検し、そのあり方を見直し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

さらに、外郭団体は本来独立した経営主体であることから、自主的・自立的な経営基盤の確立を図る必要があります。

(2) 対象とする団体

見直しの対象とする団体は、市が出資、出捐又は人的、財政的な支援を行っている次の6団体とします。

- 財団法人 茨城県看護教育財団
- 財団法人 結城市文化・スポーツ振興事業団
- 社団法人 結城市シルバー人材センター
- 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会
- 結城市土地開発公社
- 株式会社 TMO結城

(3) 見直しの方法

団体の市民サービスの向上や事業運営の効率化等を図るため、現状と課題を把握し、団体の経営改善に取り組むことを目的として、団体の理解と協力の下、団体別に事業・経営評価を実施します。

市においては、事業・経営評価等を基に外郭団体見直し計画を策定し、団体の経営の見直しを推進します。団体においては、事業・経営評価、外郭団体見直し計画等を基に、経営改善計画を策定し、経営の改善を図ります。

また、指定管理者制度を導入している公の施設にあっては、民間事業者等と競合が予想

されるため、効率的な経営体制の構築に向けて抜本的な見直しを図ります。

(4) 見直し事項

団体の使命、役割の見直し

団体そのものの使命や役割，必要性を検証し，存在意義が薄れた団体，当該団体で事業を実施する必要性の薄れた団体等については，団体の「統廃合」等を検討します。

団体の事業運営の見直し

団体の簡素で効率的，効果的な事業を推進するため，経営体制や組織・人員体制の見直し，経費削減，事業改善，利用料金等，事業運営全般についての見直しを行います。

市の人的支援及び財政支援の見直し

市職員の派遣については，必要性を精査し，そのあり方を見直します。また，団体への補助金，交付金等の財政支援については，団体の自主性，自立性を高めるとともに，その必要性，効果等を十分検証し，市の財政負担を軽減するために，支援のあり方等の見直しを行います。

情報公開の推進

団体の運営に関する透明性を確保するため，制度化を図って，情報公開を積極的に推進します。

監査体制の強化

内部の監査体制を見直し，外部の有識者（専門家）による監査体制を確保します。

2 外郭団体別見直し計画

財団法人 茨城県看護教育財団 設立：平成3年6月

(1) 現 状

●設立目的

医療の高度化、人口の高齢化等により、看護職員の需要が高まる中、県内、特に県西地域の看護職員の養成確保と資質の向上を図り、地域住民の福祉に寄与するために設立された財団です。

●職員の状況

職員11名（事務職員1名、教職員7名、市派遣事務職員2名、教職員1名）

(2) 課 題

基本財産の運用益が低金利により大幅に減少しているため、財政運営は非常に厳しい状況であります。

少子化等の影響もあって受験者数、生徒数が年々減少しているため、受験料、授業料収入など事業収益が減少しており、財政状況も深刻な事態となっております。

受験者数の減少等により、優秀な学生の確保が困難な状況にあります。

(3) 見直し、改善計画

団体において、現在「茨城県結城看護専門学校のあり方検討会」を設置し、将来の運営方法等について検討しているため、市としてそのあり方検討会の意見を踏まえたうえ、見直し改善を検討します。

厳しい財政状況を勘案して授業料の改定を平成18年度に実施していますが、今後も計画的に授業料の値上げを検討し、経営の安定化を図っていく必要があります。

ホームページの充実や県内、近県の高校への訪問等PRを強化し、優秀な学生の確保に努め、質の高い看護師の養成を図っていく必要があります。

市補助金は、現時点での協定を重視し、県と市の負担割合を堅持するとともに、安易に財政支援を求めることなく、健全な運営ができるよう県に要望していきます。

建設から15年経過した施設の大規模改修に備え、修繕引当金等の積立てを検討する必要があります。

(4) 今後の方向性

看護師は慢性的に不足しており、本市及び県西地域の医療の向上のため、看護学校の存在意義は大きいものがあります。また、高等教育機関として、本市の活性化にも貢献している財団であり、市として存続させる方向で努力していきます。

(1) 現 状

●設立目的

文化・スポーツ諸事業を推進し、市民の芸術文化、スポーツの振興と健康増進に寄与することを目的に設立され、現在は、結城市民情報センター、結城市民文化センター及び鹿窪運動公園の指定管理者となっています。

●職員の状況

職員26名（正職員15名、臨時職員7名、市派遣職員4名）

(2) 課 題

指定管理者の導入に伴い、3施設の管理期間終了時における民間事業者の参入を見据え、職員の資質と意識の向上を図る必要があります。

各施設間の人事交流が殆どなく、組織の硬直化が懸念されます。

情報公開や個人情報保護に関する規程が未整備のため、その整備が必要であります。

内部監査のみで外部監査の導入が必要であります。

(3) 見直し、改善計画

職員研修を強化して職員の意識改革や能力向上を図り、市からの派遣職員がなくても運営できるような組織体制づくりを進めることとします。

長年据え置きになっている施設利用料の改正を行うとともに、利用者の拡大を図って、自主財源の増収に努めていきます。

各施設の人員配置を再検討し、各施設間の人事異動を活発にして、市との人事交流等も行いながら、組織の活性化を図ることとします。

自主事業の創意工夫や事業内容の充実を図り、より質の高いサービス提供に努めていきます。

安定した運営を図るため、財政面も含め5年程度をスパンとする中期計画を策定いたします。

開かれた財団の運営を推進するとともに、利用者の保護を図るため、情報公開や個人情報保護に関する規程を整備する必要があります。

包括外部監査を5年に一度程度実施するとともに、税理士等を顧問に設置し、会計事務の一層の適正化を図っていきます。

(4) 今後の方向性

設立からすでに16年が経過し、市民の芸術文化・スポーツの振興には欠かせない財団になっている一方で、組織の硬直化が懸念されるため、より一層職員の資質向上を図るとともに、効率的、効果的な運営ができるよう市と財団双方で協議しながら進めていきます。

社団法人 結城市シルバー人材センター 設立：平成14年3月

(ミニシルバー昭和63年11月)

(1) 現状

●設立目的

高齢者の就労機会の援助や生きがいを創出するための事業を行うことにより、高齢者の社会参加の促進を図り、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりを推進するために設立された団体です。

●職員の状況

職員7名(嘱託職員3名,臨時職員3名,市派遣職員1名)

(2) 課題

高齢社会の中で重要な役割を果たしている団体で、独自の収益事業を行うなど運営面にも工夫が見られますが、組織の硬直化が懸念されます。

受託事業、会員数とも年々増加しており、今後は会員の研修、技能向上を図るための施設整備の検討や利用者のニーズを把握して、より一層効率的な事業運営を行う必要があります。

国の補助金が年々減少している中で、事務費の値上げ等自主財源の確保に努める必要があります。

個人情報保護に関する規程は整備されているものの、会員の知る権利を保障する意味でも情報公開に関する規程が未整備であります。

広報活動は十分とは言えず、団体に対する市民の理解や協力支援を得るためにも広報活動の充実強化を図っていく必要があります。

(3) 見直し、改善計画

組織の硬直化を招かないためにも、将来的に市からの職員派遣がなくても自主的な運営ができるよう正職員の採用を検討します。

自主財源確保のため、長年据え置きになっている事務費の値上げを検討します。

利用者のニーズを的確に把握し、より良いサービスを提供するため、意向調査等を実施します。

センター活動の透明性の確保や市民への理解を図るためにも、情報公開に関する規程を整備します。

(4) 今後の方向性

急速な高齢社会の到来により、ますます重要な役割を担う団体であり、公正で効率的な事業運営を推進し、組織の充実と活性化が図られるよう市と団体双方が協議しながら進めていきます。

(1) 現 状

●設立目的

社会福祉法で位置づけられており，社会福祉を目的とする事業を実施することにより，社会福祉活動の活性化を図り，地域福祉を推進するために設立された団体です。

●職員の状況

職員25名（正職員11名，嘱託職員12名，市派遣職員2名）

(2) 課 題

事務事業の見直しや経費の節減合理化を図って，さらに経営改善に取り組む必要があります。

効率的かつ効果的な事業運営を行うため，職員の資質向上や組織の活性化を進める必要があります。

団体の透明性を確保するための，情報公開に関する規程が未整備となっております。

より市民に密着した「小地域」での活動が重要となっているため，各支部の活動をさらに充実させる必要があります。

(3) 見直し，改善計画

地域福祉の担い手として，事業量が年々増大している団体であり，人員配置や組織の見直しを計画的に行い，より充実した事業運営ができるよう組織の活性化に努めます。

職員の資質向上を図るため，市への実務研修を行い，将来的に市からの職員派遣がなくても自主的な運営ができるような体制づくりに努めます。

市からの補助金については，平成17年度から管理部門の人件費のみを対象としていますが，特に明確な基準がないため，市と団体との財政負担のルールづくりを行います。

保有基金の有効活用について再検討を行います。

開かれた団体の運営を推進するとともに，サービス利用者の保護を図るため，情報公開に関する規程を早急に整備します。

地域福祉活動計画を踏まえ，支部活動を充実させていきます。

(4) 今後の方向性

少子高齢化が進み，誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるうえで，重要な役割を担っている団体であり，今後も公正で効率的な事業運営を推進するとともに，組織のより一層の充実と活性化が図られるよう，市と団体双方で協議しながら進めていきます。

結城市土地開発公社 設立：昭和49年8月

(1) 現 状

●設立目的

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公共用地及び公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に設立された法人です。

●職員の状況

職員4名 市職員兼務（企画政策課）

(2) 課 題

公社の保有している土地約36,000㎡は、市の厳しい財政事情等により再取得が進んでいないのが現状で、計画的に土地の処分を推進していく必要があります。

情報公開に関する規程が未整備であるため、市民の知る権利を保障する意味でも情報公開を推進する必要があります。

(3) 見直し、改善計画

市では、総務省の第2種公社健全化団体の指定を受けているので、これに基づき、平成22年までに経営健全化の目標達成に向けて、計画的に土地の処分を推進していきます。

市の再取得が見込めない土地については、処分を検討するとともに、一時的な土地の賃貸等有効活用を推進していきます。

市民の知る権利を保障するため、情報公開に関する規程を整備いたします。

経営の健全化に向けて、経費節減を図るとともに、より一層の事務の効率化に努めます。

(4) 今後の方向性

公社の保有する土地の再取得が進み、整理見通しが得られた段階で、地価の下落などによる公共用地の先行取得の意義が薄れていることから、公社のあり方について再検討します。

株式会社 TMO結城 設立：平成16年4月

(1) 現 状

●設立目的

ハード・ソフト両面からさまざまな事業に取り組み，中心市街地を活性化させるために設立された第三セクター型特定会社です。

●職員の状況

職員2名（市派遣職員1名，商工会議所職員1名）

(2) 課 題

ソフト事業を中心に実施しているため，単年度収支は赤字で資本金から補填している状況であり，今後は収益事業の検討を行う必要があります。

まちづくり3法（都市計画法 大規模小売店舗立地法 中心市街地活性化法）が改正され，団体の法的な裏づけがなくなっています。補助金を受けて今後も活動する場合には，市において新たに活性化計画を策定し，国の認定を受ける必要があります。

(3) 見直し，改善計画

法改正により，会社の明確な位置づけがなくなり，中心市街地活性化事業の取り組み，あり方を早急に検討します。

市の人的支援は，今後の事業展開からその必要性を検討します。

中心市街地の活性化を図るため，株主（社員），商工会議所，商店街が一体となって事業を推進し，運営にあたっては，経営責任の所在を明らかにし，経営意識の高揚を図っていきます。

(4) 今後の方向性

会社の法的な裏づけがなくなり，また，設立後2年が経過し，経営面も困難な状況が続いているため，経営悪化が懸念されることから，今後は，市の財政的，人的支援等を考慮し，経営の安定化に向けて，早急に対応策を検討する必要があります。